

昭和四十年政令第八十四号

内閣は、国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律に基づく債券の利子の非課税等に関する規定の適用を受けない者の範囲を定める政令、国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第五条第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制

国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律第五条第一項ただし書に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号、第二号又は第四号に掲げるものについては、これらのものが同項に規定する利子又は償還差益で当該各号に規定する事業に帰せられるものの支払を受ける場合に限るものとする。  
一 斎藤免選（昭和四十三年三月二日付第三一三号）第二号第一項第二号に規定する（作居主者）事務（司員第ハニカニ四二見三十二十回迄の内債権を専らに有する事務）を負うる。」と定められた。

所得稅法（昭和四十一年法律第三十三号）第一条第一項第五号に規定する非居住者で事業（同項第八号の四に規定する恒久的施設を通じて行う事業に限る）を行ふもの

二 法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等で、同法の施行地に本店又は主たる事務所を有するもの  
二 二 同法の施行地に本店又は主たる事務所を有するもの

附則抄 法人税法第二条第一号に規定するノ福のたの社團等で同法の施行地外に本店又は主たる事務所を有するもののうち同法の施行地において同条第十三号に規定する収益事業を営むもの

(施行期日)  
二〇一九年四月一日、施行。)

（関係政令の廃止）

次に掲げる政令は、廃止する。

一 大阪港及び堺港並びにその臨港地域の整備のと  
令（昭和三十六年政令第三百二十九号）

（昭和二十六年政令第三百一十六号）

(昭和三十八年政令第百二十一号)

国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律の一部を改正する法律（昭和四十年法律第二十号）附則第二十四項の規定により、なおその効力を有することとされた法律

の規定に規定する政令で定めるものについては、同規定の適用を受ける。

（略）

は、なほその効力を有する。

(施行期日) 附則 (平成二六年三月三一日政令第二三八号) 抄

**第一条** この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

略

三　目次の改正規定（／／第三目的二 株式譲渡請求権に係る旨／／株式の譲渡（第一百三十六条の三）／／第三目的四 医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第一百三十六条の三））を「第三目的二 医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第一百三十六条の四）」とし、

びに」を「及び地方法人税の額並びに」に改める部分を除く。)、第十四条の四第二項第一号の改正規定、第十四条の十一に三項を加える改正規定、第二十二条の四第五項の改正規定、第二十五条

を加える改正規定、第二百四十六條の改正規定（同条第三項に係る部分（第六十九條第五項）を「第六十九條第十一項」に改め、「係る被合併法人」の下に「である他の内法人人」を加える部分

及び「第六十九条第四項」を「第六十九条第十項」に改める部分を除く)、同条第六項第二号イ中「第一百五十五条の三十第一号」を「第一百五十五条の二十九第一号」に改める部分、同項第三号イニ系う部分、同項第四号ニヨ「第三項ミニ」の「「やは也テ云々」」(元去第十二と第二頁)と同ニ系う部分又は「「彼今半去ヘ等」」(元去第十二と第二頁)と同ニ系う部分を第1行に記入する。

第一百五十五条の二十八第一項の改正規定（「その源泉が国外にあるものに対応するものとして」を削る部分及び「連結国外所得金額」を「調整連結国外所得金額」に改める部分に限る。）同条第

〔第六十九条第四項〕を〔第六十九条第十項〕に改める部分を除く。〕、同条第六項第一号イ中「第一百五十五条の三十第一号」を「第一百五十五条の二十九第一号」に改める部分 同項第三号口中

十九条の改正規定、第一百七十九条の二を削る改正規定、第一百八十九条から第一百八十四条までの改正規定、第二編第一章の章名及び同章第一節の節名を削る改正規定、第一百八十四条の前に章名及び

箇名を付する改正規定、〔第八十九条から第九十五条までの改正規定、同編第一章第一節の改正規定、第九十九条〔見出しを含む。〕の改正規定、同編第三章中第九十二条を第二百七条とす。〕

附則(平成二七年三月三日政令第四四号)抄  
る改正規定 同編第一章に一節を加える改正規定並びに

(施行期日)

第一條

(施行期日)

四 目次の改正規定（第一号に掲げる改正規定及び前号に掲げる改正規定を除く。）、第一条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第八条第一号の改正規定、第十七条の改正規定、

第五十五条第二項第七号の改正規定、第二百二十二条の次に五条を加える改正規定、第二百二十二条の改正規定、第二百二十二条の二の改正規定（同条第三項第二号中「配当等」の下に「又は同法第九条の九第一項（未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税）に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等」を加える部分を除く。）、第二百二十四条第一項の改正規定、第二百二十五条の次に十五条を加える改正規定、第二百二十六条第三項の改正規定、第二百五十八条の改正規定、第二百六十四条の改正規定、第二百七十九条の改正規定、第二百八十条（見出しが含まれる）の改正規定、第二百八十二条の改正規定、第二百八十三条の改正規定、第二百八十四条の改正規定、第二百八十五条の改正規定、第二百八十六条の改正規定、第二百八十七条の改正規定、第二百八十八条の改正規定、第二百八十九条（見出しが含まれる）の改正規定、同編第一章中同条の次に四条を加える改正規定、第二百九十二条（見出しが含まれる）の改正規定、同章第一節とし、同章第三節を同章第二節とする改正規定、第三百三条の二の改正規定、第三百四条の改正規定、第三百五十五条の改正規定、第三百五十六条の改正規定、第三百三十二条の改正規定、第三百三十三条第一項第二号の改正規定、第三百三十四条の改正規定及び第三百三十八条第三項の改正規定並びに次条並びに附則第十一条から第十五条まで及び第十七条から第十九条までの規定 平成二十八年四月一日

(施行期日) 平成二七年三月一日政令第一四二号 拝附則

日期

(平成二七年三月三日政令第一四二号)抄

（放行其日）

一其時